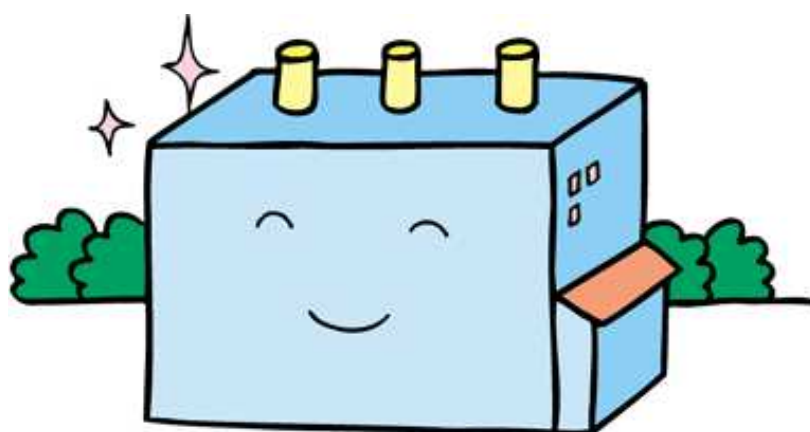


# 工場認可申請の手引き



荒川区

環境清掃部 環境課

# 目 次

## 工場認可申請について

1	工場を新たに設置する場合のお手続き	1
2	すでに設置している工場を変更する場合のお手続き	2
3	お手続きの流れ	2
4	認可手数料	3
5	工場設置における位置の制限	3
6	表示板の掲示	4
7	申請に必要な書類等	4
8	工場に関するその他のお手続きについて	5
9	他の関係法令に関するお手続きについて	6

## 申請書等の作成について

1 0	申請書等の記載例	7
1 1	図面例	1 5
1 2	各種届出書の記載例	1 8

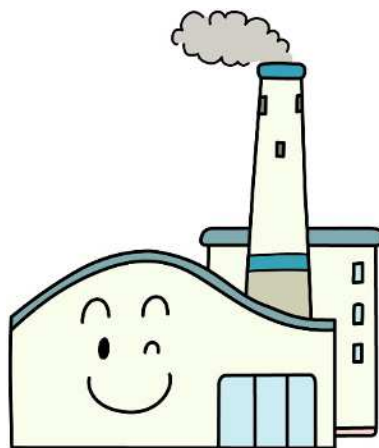
## 資料編

1 3	環境確保条例に基づく工場に該当する事業場(条例別表第1)	1 9
1 4	環境確保条例に基づく有害ガス(条例別表第3)	2 1
1 5	環境確保条例に基づく有害物質(条例別表第4)	2 2
1 6	工場に係る規制基準(条例別表第7)	2 3
1 7	位置の制限を受ける工場(条例別表第8)	2 4
1 8	騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設	2 5

## 工場に関するお手続き

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」では、一定規模以上の設備を使用し作業を行っている、あるいは公害を発生させる可能性のある作業を行っている事業場を「工場」と定めており、工場設置者には認可申請、各種届出、報告、基準の遵守等が義務付けられています。

事業者のみなさまには条例の趣旨をご理解いただき、公害防止対策へのご協力をお願いいたします。



## 1 工場を新たに設置する場合のお手続き

新たに工場を設置される場合は、設置計画の確定後、早い段階での申請をお願いします。  
(工場に該当する事業場については、P.19 の別表第 1 をご参照ください。)

申請は、所定の申請用紙に記入し、図面等を添付して環境課にご提出ください。

環境課では、提出書類を確認し受理します。また、受理書交付時に手数料を納入していただきます。

申請書が受理された後のお手続きは、下記のとおりです。

### (1) 審査

申請書の記載内容から工場設置計画について検討を行い、公害防止等について問題がないかを審査いたします。

### (2) 認可

審査の結果、申請内容が環境確保条例に適合していると認められる場合には、申請が受理された日から 60 日以内に認可し、認可書を交付いたします。

### (3) 設置工事

認可書の交付を受けた後に、工場設置工事に着手することができます。  
設置工事にあたっては、認可書の内容を十分に確認し、工事を実施してください。

### (4) 工事完成届出

工場の設置工事が完了したときは、15 日以内に所定の用紙 (P.18 参照) にて、工事完成届出書を提出してください。

### (5) 検査

工事完成届出書の提出後、環境課職員が立入検査を行います。  
検査時に認可内容に適合しているかの確認をいたしますので、検査の実施に先立って認可内容と現場の照合をお願いします。

なお、検査には必ず事業者の方にお立合いいただきます。

### (6) 認定

検査の結果、完成した工場が認可内容に適合すると認められる場合は、工事完成届出書が受理された日から 10 日以内に認定書を交付いたします。

認定書の交付を受けた後は、工場の操業を開始することができます。

## 2 すでに設置している工場を変更する場合のお手続き

すでに認可を受けている工場で、次の事項を変更する場合は、着工する60日前までに変更認可申請をお願いします。

業種・作業の種類及び方法

建物・施設の構造及び配置

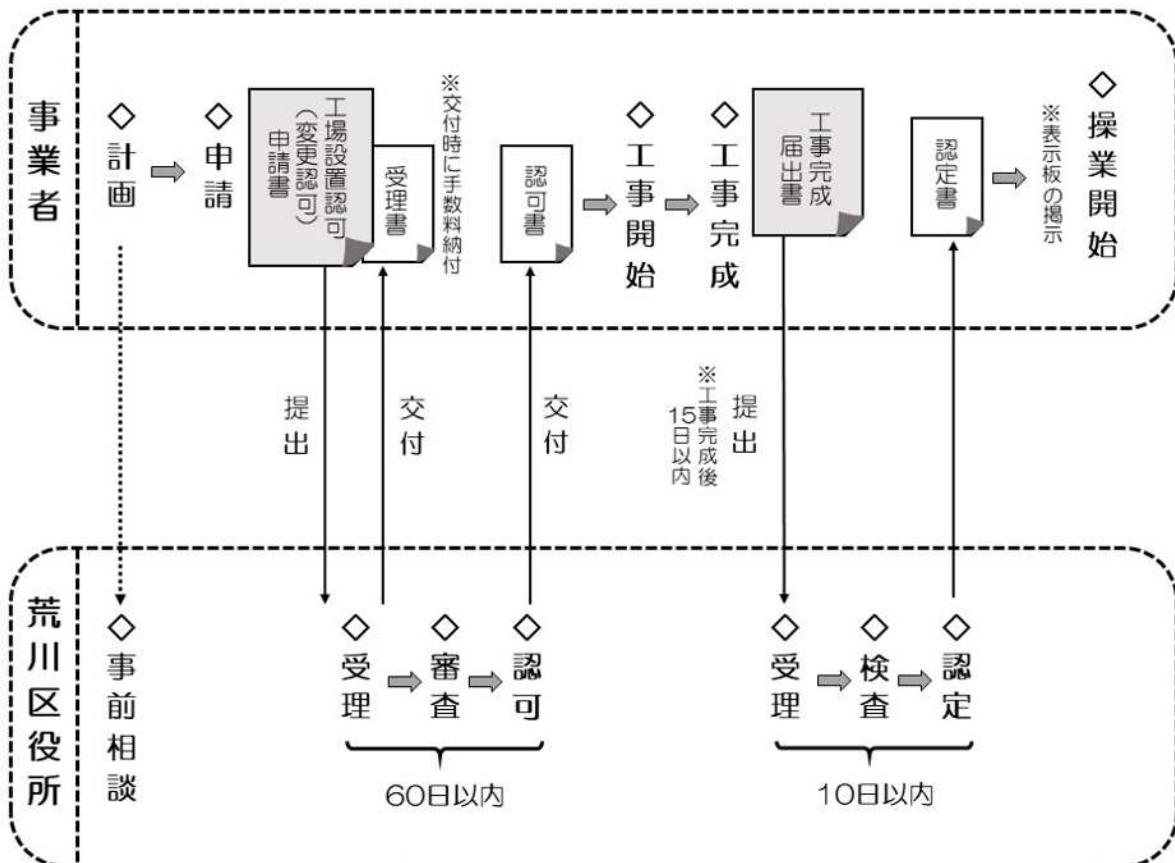
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法

なお、変更内容が軽微なものについては申請が不要な場合もございますので、事前に環境課にご相談ください。

お手続きの内容は工場設置認可申請と同様です。

## 3 お手続きの流れ

工場認可申請から操業開始までの流れは、下記のとおりです。



## 4 認可手数料

工場設置（変更）認可のお手続きには、工場の規模により下記の手数料がかかります。申請書提出後の受理書交付時に手数料を納入してください。

申請の種類	工場の規模（作業場の床面積の合計）	金額
設置認可	500 m <sup>2</sup> 以下のもの	8,700 円
	500 m <sup>2</sup> を超え、1000 m <sup>2</sup> 以下のもの	14,200 円
	1000 m <sup>2</sup> を超えるもの	20,200 円
変更認可	規模にかかわらず、一律	7,600 円

## 5 工場設置における位置の制限

学校や病院の周囲は特に良好な環境を保つことが必要であるため、敷地の周囲 100m の区域内には、公害を発生させる恐れのある工場は設置することができませんのでご注意ください。

（工場設置認可を受けた後に学校や病院が設置された場合を除く）

位置の制限の対象となる工場については、P.24 の別表第 8 をご参照ください。

また、環境確保条例とは別に、用途地域により、建築基準法や荒川区特別工業地区建築条例による建築制限も設けられていますので、担当部署にご確認ください。

（担当部署）

荒川区 防災都市づくり部 建築指導課

（03-3802-3111 内線 2842）

## 6 表示板の掲示

認可を受けた工場は、条例に定められた様式による表示板を作成し、工場の入口など公衆の見やすい位置に掲示をお願いします。

認可番号		認可条件及び公害防止措置
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例		
認可工場		
認可年月日	令和 年 月 日	
認可者	荒川区長	
工場名称		
工場設置者の氏名		
業種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

36.4cm 以上

25.7cm 以上

B4 判以上の大きさを作成してください。  
材質は耐久性のあるもの（合成樹脂、金属、木材等）を使用してください。

## 7 申請に必要な書類等 （正副 2 部ずつご提出ください。）

工場設置（変更）認可申請書（規則第 7 号様式その 1、その 2）及び別紙 1～7  
別紙 1～7 は事業内容によって必要な書類が異なります。

付近案内図及び近隣建物の用途・配置・道路の状況等がわかる図面

図面には工場の敷地境界から 50m 及び 100m の位置に色ペン等で線を引いてください。

市販の住宅地図等を使用する際は、著作権者の承諾を得たもののコピーを添付してください。

建物の配置図及び給排水系統図

敷地内の建物の配置がわかる図面や、求積図等の敷地面積が正確にわかる図面の添付をお願いします。

建物の構造図、平面図、立面図等

工場内に設置された機械設備の配置がわかる図面の添付をお願いします。

建物（工場部分）の矩計図<sup>かなばかりず</sup>及び基礎図

工場部分（特に機械設置場所）における壁や基礎の材質・構造がわかる図面の添付をお願いします。

その他（提出の指示があったもの）

申請書、添付書類については、P.7～の記載例を参考にご作成ください。

## 8 工場に関するその他のお手続きについて

工場設置者は、下記の事項が発生した場合には、速やかにお手続きをお願いします。

届出事由	届出等の種類	届出期限
次に掲げる事項を変更したとき 1 設置者の氏名や住所 (法人の場合は、名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地) 2 工場の名称や住居表示	工場氏名等変更届出書	変更後 30日以内
工場を譲受け、借受け、相続、合併したとき	工場承継届出書	承継後 30日以内
工場を廃止したとき	工場廃止届出書	廃止後 30日以内
有害物質を取り扱った工場を廃止したとき、 または工場の主要な部分を除却するとき	土壌汚染状況調査報告書等	廃止後120日以内 または 除却する日の30日前まで
工場で事故を発生させたとき	工場事故届出書	直ちに
適正管理化学物質を 年間100kg以上取り扱ったとき	適正管理化学物質の 使用量等報告書	年1回 (前年度分を6月末までに)
地下水を汲み上げたとき	地下水揚水量報告書	年1回
別表8(P.24参照)に掲げる工場を 設置したとき	工場現況届出書	認可を受けた日から 3年ごと
別表8に掲げる工場で、 公害防止管理者を選任・解任したとき	東京都公害防止管理者 選任・解任届出書	選任・解任後 速やかに

お手続きについて、ご不明点があれば  
環境課までご相談ください！





## 9 他の関係法令に関する手続きについて

設置される工場が、環境確保条例以外の法令の規制対象になっている場合は、それぞれの法令に基づく手続きが必要になりますので、ご注意ください。

法令	規制対象の例	届出先・お問合わせ先
騒音規制法	印刷機、コンプレッサー、 プレス機、送風機など	荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係 03-3802-3111 (内線 485)
振動規制法		
大気汚染防止法	ボイラー、焼却炉など	東京都 環境局 環境改善部 大気保全課 03-5388-3492、3493
ダイオキシン類対策 特別措置法		
下水道法	特定施設、除害施設など	東京都 下水道局 施設管理部 排水設備課 03-5320-6585
水質汚濁防止法	有害物質貯蔵指定施設など	東京都 環境局 自然環境部 水環境課 03-5388-3494
P R T R 法	化学物質の排出、移動量報告など	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 03-5388-3503

10 申請書等の記載例

その1 記載例

第7号様式(第30条関係)その1

①

工場 **設置  
変更** 認可申請書

② 令和 年 月 日

③ 荒川区長 殿

④ 住所 東京都荒川区荒川 丁目 番号

氏名 東京金属株式会社 代表取締役 荒川 太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

⑤

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第82条第1項~~ **第81条第1項** の規定により認可を受けたいので、

関係書類を添えて、次のとおり申請します。

⑥

既認可番号等	認可番号・年月日	第 号	年 月 日
	変更事由	1 業種	2 作業

⑦

工場名称	東京金属株式会社 荒川工場
------	---------------

⑧

工場の所在地	荒川区荒川 丁目 番号
--------	-------------

⑨

地域等	用途地域	水域
	準工業地域	一般水域B

⑩

業種	金属製品製造業	2.2kW以上の動力を使用する物品の製造
作業の種類		

主要生産品目	機械部品
--------	------

資本金	500万円	作業時間	8時00分から 17時00分まで(8時間)
-----	-------	------	--------------------------

自動車の出入口が接する道路の幅員	10.0m	100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 位置:別紙( ) のとおり 無
------------------	-------	-----------------------	-------------------------

工事着工予定	令和 年 月 日	工事完成予定	令和 年 月 日
--------	----------	--------	----------

従業員数	20人	常用雇用者数	30人
------	-----	--------	-----

公害防止担当部課	担当部課 技術管理部 公害対策課 責任者氏名 環境 次郎
----------	---------------------------------

連絡先	所属 総務部 総務課 氏名 荒川 三郎 電話番号 03(XXXX) (ファクシミリ番号 03(XXXX) 電子メールアドレス @xx.co.jp)
-----	------------------------------------------------------------------------------------

受付欄	手数料
-----	-----

**設置・変更** 該当しないものに二重線を引く。

**申請年月日** 書類の提出日を記入する。

**あて先** 「荒川区長」あてとする。

**住所・氏名**

(法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者役職 + 代表者氏名

(個人の場合) 申請者の住所、氏名

⑤ 第81条第1項(設置)・第82条第1項(変更) 該当しないものに二重線を引く。

⑥ 既認可番号等 工場変更認可申請時のみ記入

認可番号・認可年月日 工場設置認可の際の認可番号、認可年月日

変更事由 該当するものを で囲む。

⑦ 工場の名称 申請を行う工場の名称

⑧ 工場の所在地 住居表示番号を記入する。

建物を新築する場合は、判明している部分までで申請し、  
住居表示番号を取得した時点で、環境課に氏名等変更届出書を  
届け出る。(工場所在地の変更)

⑨ 地域等 都市計画法で定められている用途地域を記入する。

水域は、「一般水域B」と記入する。

⑩ 業種・作業の種類

**業種** 日本標準産業分類における中分類の項目を記入する。

**作業の種類** 条例別表第1(P.19)に掲げる作業の種類を記入する。

**主要生産品目** 工場で最終的に生産される主要な品目を記入する。

加工のみで最終品目がない場合は、主要な取扱い品目を記入する。

**資本金** 法人の場合は、資本金を記入する。個人の場合は、空欄とする。

**作業時間** 工場における通常の作業時間を記入する。

**自動車の出入口が接する道路の幅員** 工場の自動車出入口と接する道路の幅員を記入する。

**100メートル以内の学校・病院等の所在位置**

学校・病院等の名称が確認できる図面を添付し、別紙番号を記入する。

別紙図面の作成については、図面例をご参照ください。

**工事着工予定・完成予定** 申請時における予定年月日を記入する。

**従業員数** 当該工場に従事する職員の総数。(事務員、社外工も含む。)

**常用雇用者数** 全事業所における職員の総数。(事務員、社外工も含む。)

**公害防止担当部課** 工場の公害防止に関する業務の担当部課及び責任者の氏名を記入する。  
公害防止管理者の選任が必要な工場の場合は、公害防止管理者の氏名  
を記入する。

**連絡先** 申請や各種届出の際に書類作成を担当し、荒川区との連絡窓口となる部課及び  
担当者名を記入する。

**受付欄 手数料** 荒川区が使用する欄なので、空欄で提出する。

その2

① 敷地・ 建物の 状況	敷地面積	1 変更後(設置)	500.25㎡	2 変更前	㎡		
	建物の配置等	△別紙(※※)のとおり					
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙(※※)のとおり					
	周囲の状況	△別紙(※※)のとおり					
② 施設の 状況	機械・設備等の施設	△別紙(※※)のとおり					
	構造・配置・使用方法	△別紙(※※)のとおり					
③	動力用電力の合計(kW)	④その他の電力の合計(kW)	総燃料油使用量⑤(ℓ/日)	⑥総用水量(ℓ/日)	取水方法⑦	総排水量⑧(ℓ/日)	
	1	50.5	10.0	なし	10	上水道	10
	2	—	—	—	—	—	—
⑨ 工場 で取り 扱う有 害ガス 又は有 害物質	トリクロロエチレン 六価クロム化合物 鉛化合物						
⑩ 作業の 工程	原材料(金属)の搬入 脱脂洗浄 プレス加工 切削加工 塗装 乾燥 出荷						
	屋外の作業	なし					
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置を含む。)	(騒音対策) 作業時の開口部閉鎖。作業場壁に吸音材を使用。 (振動対策) 機械設備下に防振ゴム、防振架台を設置。 (悪臭・有害ガス対策) 除害設備を付帯した局所排気装置にて屋上排気。 (有害物質対策) 発生した廃水は除外設備をとおりて下水排水。 スラッジは産業廃棄物として適正に処分。						

**敷地・建物の状況**

**敷地面積** 敷地の総面積を記入する。変更認可の場合は、変更前の敷地面積も記入する。

**建物の配置等** 「別紙1 その1」を使用して記載する。

別添として図面を添付する場合は、記載不要。

**建物の棟別用途・構造・面積等** 「別紙1 その2」を使用して記載する。

添付する建物の配置図に、棟ごとに番号を付けて、

「別紙1 その2」に詳細を記載してください。

**周囲の状況** 隣地・近隣の建物の用途・構造・配置、道路の状況等が

確認できる図面を添付する。

**施設の状況**

**機械・設備等の施設** 「別紙1 その3」を使用して記載する。

添付する工場の平面図に、機械ごとに番号を付けて、

「別紙1 その3」に詳細を記載してください。

**構造・配置・使用方法** 該当する「別紙2 から別紙7」を使用して記載する。

下記の から⑧の項目は、設置認可申請の場合は上段のみに記入、

変更認可申請の場合は上段に変更前の数値、下段に変更後の数値を記入する。

**動力用電力の合計** 物品の製造等の作業に必要な設備の動力（モーター）に使用する電力

**その他の電力の合計** 作業に使用する電力のうち、動力用電力以外のもの

（電解用、電熱用電力、溶接機用電力など。）

④については「別紙1 その3」の下欄に記載する合計の電力と合わせてください。

**総燃料油使用量** 工場で使用する燃料油（重油等）の1日あたりの使用量を記入する。

**総用水量** 工場で使用する水の1日あたりの使用量を記入する。

**取水方法** 工場で使用する水の取水の方法を記載する。

**総排水量** 工場から下水道などに排水される1日あたりの排水量を記入する。

**工場で取り扱う有害ガス又は有害物質** 条例別表第3の有害ガス（P.21）、別表第4の有害物質（P.22）のうち、取り扱っているものを記入。

**作業の工程** 材料の搬入から加工の工程、製品出荷までの一連の流れを記入する。

工程が複雑な場合は、別添資料の添付をお願いします。

**屋外の作業** 屋外の作業は、条例により原則禁止されています。

屋外作業がある場合は、あらかじめ環境課へご相談のうえ、記入してください。

**公害防止措置の概要** 騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を記載する。

一時的な作業等に伴って発生する恐れのある公害についての対策も記入する。

別紙 1 その 1

敷地内建物の配置及び給排水系統図

敷地内建物の用途、構造、配置及び  
給排水の系統図を図示する。  
(給排水系統については、  
給水を青、排水を赤で色分けして示す。)

以下の図面を添付する場合は、本様式に記入する必要はありません。  
各図面の作成にあたっては、P.15～の図面例を参考にしてください。

近隣の建物の用途・構造・配置、道路の状況等が確認できる図面

建物の配置図及び給排水系統図

階別平面図

立面図

求積図

かなばかりず  
矩計図

その他（設備の構造が分かるパンフレット、設計図面等）

別紙 1 その 2

① ② 建物の棟別用途・構造・面積等							
棟別 番号	新既 の別	用 途 ④	階 数	構 造 ⑤	建築面積 ⑥ (㎡)	床面積 ⑦ (㎡)	作業場面積 ⑧ (㎡)
1	新	住宅・工場	地上 2階	鉄骨造	4 5 . 3 6	8 4 . 2 4	3 8 . 8 8
合 計 ⑨					4 5 . 3 6	8 4 . 2 4	3 8 . 8 8

- 棟別番号** 建屋が複数ある場合は、棟ごとに番号を付けて、その番号を記入する。
- 新規の別** 新設の場合は新、既設の場合は既と記入する。
- 用途** 建物の用途を記入する。（工場、事務所、住居、倉庫など）
- 階数** 建物の階数を記入する。地下がある場合は、地下階数も記入する。
- 構造** 建物の構造を記入する。（鉄骨造、木造、鉄筋コンクリート造など）
- 建築面積** 建物の建築面積（建物を真上から見たときの投影面積）を記入する。
- 床面積** 建物の延床面積を記入する。
- 作業場面積** 建物内で作業を行う場所(工場としての機能を果たす場所)の面積を記入する。
- 合計** 各棟の建築面積、延床面積、作業場面積の合計を記入する。

① ② 機械・設備等の施設						
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力 ④	台数 ⑤	動力用電力 (kW) (原動機) ⑥	その他の電力 (kW) (原動機以外) ⑦
1	新	機械プレス	294kN (30重量t)	1	150	
2	新	機械プレス	294kN (30重量t)	1	150	
3	新	機械プレス	147kN (15重量t)	1	075	
4	新	ボール盤		1	040	
5	新	旋盤		1	150	
6	新	ケトバシ		1		
7	新	ケトバシ		1		
8	新	電気溶接機	10kVA	1		700
合計 ⑧					565	700

工場における施設番号	各機械設備に番号を付けて、その番号を記入する。
新規の別	新設の場合は新、既設の場合は既と記入する。
種類	施設の名称を記入する。 (ボイラー、機械プレス、コンプレッサーなど)
公称能力	公になっている能力を記入する。(プレスの場合は加圧能力)
台数	設置台数を記入する。
動力用電力	動力(モーター)に使用する電力を記入する。
その他の電力	作業に使用する電力のうち、動力用電力以外のもの (電解用、電熱用電力、溶接機用電力など。)
合計	動力用電力、その他の電力をそれぞれ合計して記入する。



騒音又は振動発生施設の構造等

①	工場における施設番号	1~2	3		
	種類・名称・型式	機械プレス	機械プレス		
	公称能力	294kN (30重量t)	147kN (15重量t)		
	数	2	1		
	使用開始(予定)年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9時~17時 23日/月	9時~17時 23日/月	時~時 日/月	時~時 日/月
	手節変動	なし	なし		
	騒音又は振動の防止の方法	(騒音防止方法) 作業中の開口部閉鎖 (振動防止方法) 防振ゴム、防振架台	(騒音防止方法) 作業中の開口部閉鎖 (振動防止方法) 防振ゴム		
事業用自動車	事 種 類	ライトバン			
	業 用 途	運搬			
	用 積 載 量	1.5t			
	自 台 数	1			
	動 1時間当たりの出入回数	1			
	車 1日当たりの出入回数	5			

工場に設置する設備のうち、騒音または振動を発生させるものについて記入する。

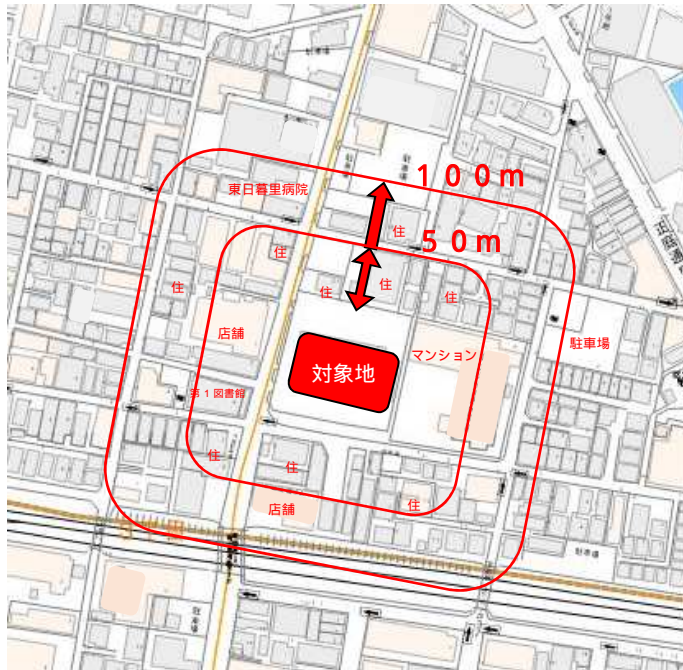
備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。  
2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音壁等騒音又は振動の防止に關して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

- 工場における施設番号 該当する設備について、別紙 1 その 3 の施設番号を記入する。
- 種類・名称・型式 設備の種類や名称、型式を記入する。
- 公称能力 公になっている能力を記入する。
- 数 設備の設置台数を記入する。
- 使用開始(予定)年月日 設備の使用を開始する予定時期を記入する。
- 使用状況 設備の使用状況(予定)を記入する。
- 騒音又は振動の防止の方法 騒音・振動の防止の方法について、具体的に記入する。
- 事業用自動車 工場の事業の用に供する自動車があれば、記入する。

その他の別紙については、当該工場において該当する様式のみ記入・提出してください。該当する様式が不明な場合は、環境課へご相談のうえ、記入をお願いします。

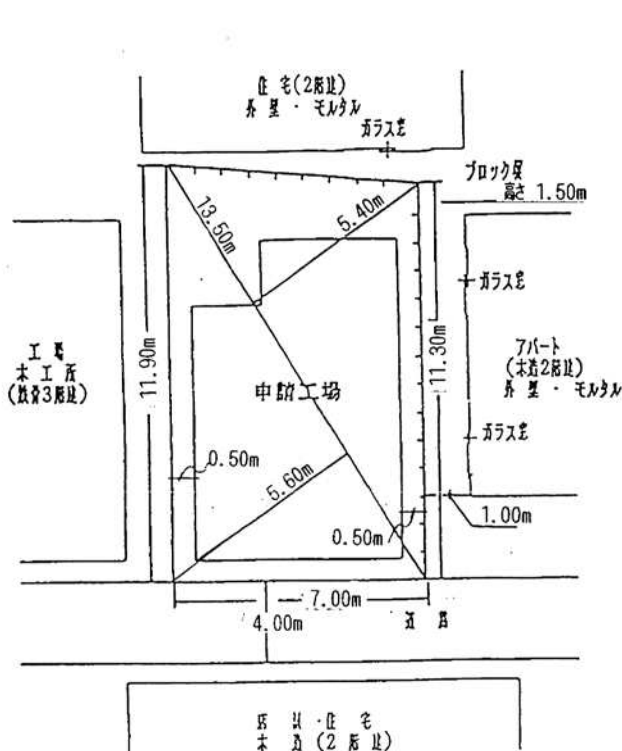
# 1 1 図面例

## 案内図



- ・工場の敷地境界から50m及び100mの位置に色ペン等で線を引いてください。
- ・50m以内の学校・保育所・病院・有床診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園について記入してください。
- ・100m以内の学校・病院について記入してください。
- ・隣地、近隣における建物の用途・構造・道路の状況等が確認できる図面を添付してください。

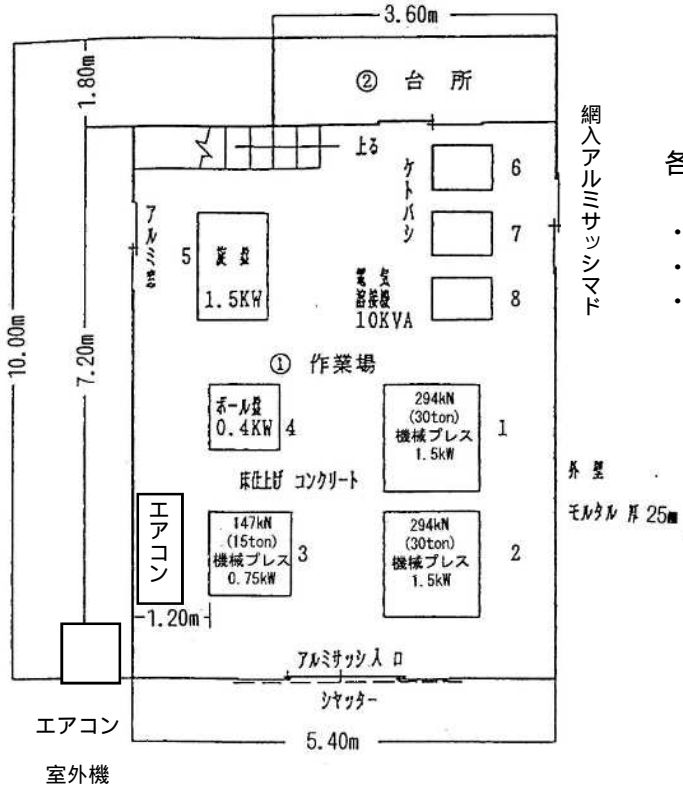
## 敷地配置図・求積図



- ・建屋が複数ある場合は、棟ごとに番号を付けて、その番号を別紙1その2に記入してください。

敷地面積 74.25㎡  
 $13.50 \times 5.40 = 72.90 \text{㎡}$   
 $13.50 \times 5.60 = 75.60 \text{㎡}$   
 $148.50 \times 1/2 = 74.25 \text{㎡}$

平面図



各階平面図に以下を記入して作成してください。

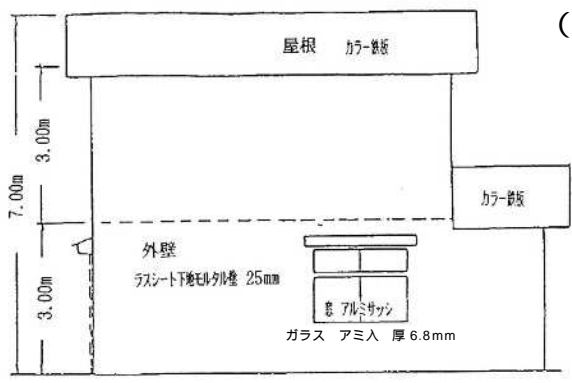
- ・各部屋の用途
- ・作業場面積算定の根拠
- ・各機械設備について、設置位置と大きさを縮尺に合わせて書き込み、番号を付けて、その詳細を別紙1その3に記入してください。

建築面積  $45.36\text{m}^2$   
 $5.40 \times 7.20 = 38.88\text{m}^2$   
 $3.60 \times 1.80 = 6.48\text{m}^2$

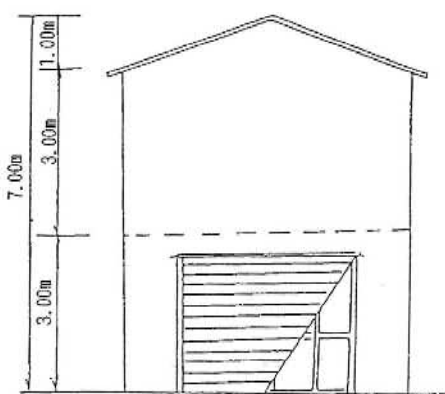
作業場面積  $38.88\text{m}^2$   
 $5.40 \times 7.20 = 38.88\text{m}^2$

立面図

( 南側 )

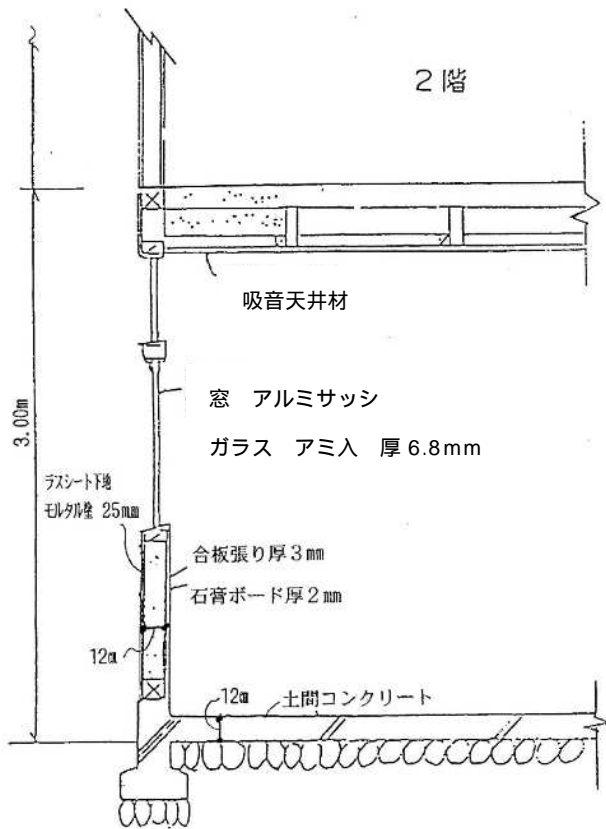


( 西側 )



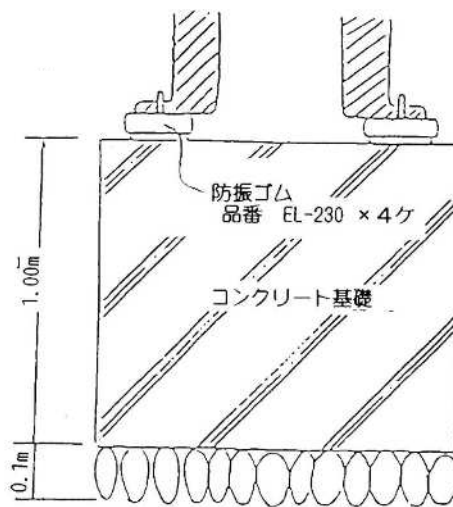
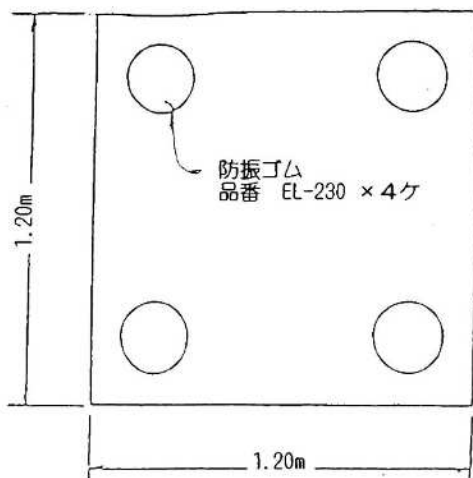
・状態が確認できる写真でも可。

かなばかりず  
矩計図



・状態が確認できる写真でも可。

基礎図



・状態が確認できる写真でも可。

## 1 2 各種届出書の記載例

第9号様式（第34条関係）

**工 事 完 成 届 出 書**

令和〇年〇月〇日

荒川 区 長 殿

住 所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏 名 東京金属株式会社 代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場の **設置** の工事が完成したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第84条第1項の規定により届出します。

設置 認可番号・年月日	第〇〇号 令和〇年 〇月 〇日
工場の名称	東京金属株式会社 荒川工場
工場の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
工事完成年月日	令和〇年 〇月 〇日
※受付欄	

備考 ※印には、記入しないこと。  
（日本産業規格A列4番）

第13号様式（第38条関係）

**工 場 氏名等変更届出書**

令和〇年 〇月 〇日

荒川 区 長 殿

住 所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏 名 東京金属株式会社 代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場 **指定作業場** について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 **第87条** **第93条第1項において準用する同条例第97条** の規定により届出します。

認可番号・年月日	第〇〇号 令和〇年 〇月 〇日
工場（指定作業場）の名称	東京金属株式会社 荒川工場
工場（指定作業場）の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
変更の内容	変更前 代表取締役 荒川 花子
	変更後 代表取締役 荒川 太郎
変更年月日	令和〇年 〇月 〇日
変更の理由	役員改選のため
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
（日本産業規格A列4番）

第15号様式（第40条関係）

**工 場 承継届出書**

令和〇年 〇月 〇日

荒川 区 長 殿

住 所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏 名 東京金属株式会社 代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場 **指定作業場** の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 **第88条第3項** **第93条第2項において準用する第98条第3項の規定** により、次のとおり届け出ます。

認可番号・年月日	第〇〇号 令和〇年 〇月 〇日
工場 <b>指定作業場</b> の名称	東京金属株式会社 荒川工場
工場 <b>指定作業場</b> の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
被承継人	氏名又は名称 日暮里金属株式会社 代表取締役 日暮里 一郎
	住所 荒川区荒川〇丁目〇番〇号
承継の原因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「承継の原因」欄は、該当するものを□で囲むこと。  
（日本産業規格A列4番）

第14号様式（第39条関係）

**工 場 廃止届出書**

令和〇年 〇月 〇日

荒川 区 長 殿

住 所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号  
氏 名 東京金属株式会社 代表取締役 荒川 太郎  
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場 **指定作業場** を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 **第87条** **第93条第1項において準用する同条例第97条** の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第〇〇号 令和〇年 〇月 〇日
工場 <b>指定作業場</b> の名称	東京金属株式会社 荒川工場
工場 <b>指定作業場</b> の所在地	荒川区荒川〇丁目〇番〇号
廃止年月日	令和〇年 〇月 〇日
廃止の理由	移転
移転先の所在地	荒川区町屋〇丁目〇番〇号
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。  
（日本産業規格A列4番）

### 1 3 環境確保条例に基づく工場に該当する事業場（条例別表第 1）

1 定格出力の合計が 2.2 kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において 1 年以上行うものに限る。)

2 定格出力の合計が 0.75 kW 以上 2.2 kW 未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

- (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- (2) 印刷又は製本
- (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
- (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断(機械鋸を使用するものを除く。)
- (5) 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
- (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
- (7) 金属箔又は金属粉の製造
- (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
- (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
- (10) 動物質骨材(貝がらを含む。)、木材(コルクを含む。 )又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨
- (11) ガラスの研磨又は砂吹き
- (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において 1 年以上行うものに限る。)
- (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
- (14) 液体燃料用のバーナーの容量が 1 時間当たり 20 L 以上又は火格子面積が 0.5 m<sup>2</sup> 以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- (1) 金属線材(管を含む。)の引抜き
- (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3) 厚さ 0.5 mm 以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋏打ち
- (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
- (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8) ドライクリーニング
- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造

- (13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が50㎡以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報機その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬(貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ピスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

#### 1 4 環境確保条例に基づく有害ガス（条例別表第 3）

- |     |                |     |              |
|-----|----------------|-----|--------------|
| 1   | 弗素及びその化合物      | 3 5 | クロロホルム       |
| 2   | シアン化水素         | 3 6 | 塩化ビニルモノマー    |
| 3   | ホルムアルデヒド       | 3 7 | 酸化エチレン       |
| 4   | メタノール          | 3 8 | 砒素及びその化合物    |
| 5   | イソアミルアルコール     | 3 9 | マンガン及びその化合物  |
| 6   | イソプロピルアルコール    | 4 0 | ニッケル及びその化合物  |
| 7   | 塩化水素           | 4 1 | カドミウム及びその化合物 |
| 8   | アクロレイン         | 4 2 | 鉛及びその化合物     |
| 9   | アセトン           |     |              |
| 1 0 | 塩素             |     |              |
| 1 1 | メチルエチルケトン      |     |              |
| 1 2 | メチルイソブチルケトン    |     |              |
| 1 3 | ベンゼン           |     |              |
| 1 4 | 臭素及びその化合物      |     |              |
| 1 5 | 窒素酸化物          |     |              |
| 1 6 | トルエン           |     |              |
| 1 7 | フェノール          |     |              |
| 1 8 | 硫酸(三酸化いおうを含む。) |     |              |
| 1 9 | クロム化合物         |     |              |
| 2 0 | キシレン           |     |              |
| 2 1 | 塩化スルホン酸        |     |              |
| 2 2 | トリクロロエチレン      |     |              |
| 2 3 | テトラクロロエチレン     |     |              |
| 2 4 | ピリジン           |     |              |
| 2 5 | 酢酸メチル          |     |              |
| 2 6 | 酢酸エチル          |     |              |
| 2 7 | 酢酸ブチル          |     |              |
| 2 8 | ヘキサン           |     |              |
| 2 9 | スチレン           |     |              |
| 3 0 | エチレン           |     |              |
| 3 1 | 二硫化炭素          |     |              |
| 3 2 | クロルピクリン        |     |              |
| 3 3 | ジクロロメタン        |     |              |
| 3 4 | 1・2 - ジクロロエタン  |     |              |



## 1 5 環境確保条例に基づく有害物質（条例別表第 4）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 P C B
- 1 0 トリクロロエチレン
- 1 1 テトラクロロエチレン
- 1 2 ジクロロメタン
- 1 3 四塩化炭素
- 1 4 1・2 - ジクロロエタン
- 1 5 1・1 - ジクロロエチレン
- 1 6 1・2 - ジクロロエチレン
- 1 7 1・1・1 - トリクロロエタン
- 1 8 1・1・2 - トリクロロエタン
- 1 9 1・3 - ジクロロプロペン
- 2 0 チウラム
- 2 1 シマジン
- 2 2 チオベンカルブ
- 2 3 ベンゼン
- 2 4 セレン及びその化合物
- 2 5 ほう素及びその化合物
- 2 6 ふっ素及びその化合物
- 2 7 塩化ビニルモノマー
- 2 8 1・4 - ジオキサン

## 16 工場に係る規制基準（条例別表第7）

環境確保条例では、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動及び悪臭について規制基準を設定しています。ここでは、騒音と振動についてご案内します。

### 騒音（認定検査時）

（単位 デシベル）

区域の区分		時間の区分				
種別	該当地域	6時 朝	8 昼間	19 夕	23 夜間	6
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	45	50	45	45	
	第2種中高層住居専用地域					
第3種区域	第1種住居地域	55	60	55	50	
	第2種住居地域					
第4種地域	準住居地域、*第1特別地域	60	70	60	55	
	無指定地域					
<p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域および第3特別地域を除く。)における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>						

備考 騒音の測定方法は、工場の騒音に係る測定方法の例による。

\*特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の地域をいう。

### 振動（認定検査時）

区域の区分		工場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位 デシベル)			
種別	該当地域	時間の区分			
		8時	昼間	19 夜間	8
第1種区域	第1種中高層住居専用地域		60	55	
	第2種中高層住居専用地域				
第2種区域	第1種住居地域	65		60	
	第2種住居地域				
<p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域および第3特別地域を除く。)における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>					

備考 振動の測定方法は、工場の振動に係る測定方法の例による。

## 17 位置の制限を受ける工場（条例別表第8）

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煨焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5㎡以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

（例） めっき工場、塗装工場、化学工場

**別表8に掲げる工場には、東京都公害防止管理者の選任が必要になります。**

## 18 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設

騒音規制法では著しい騒音を発生させる施設（機械設備等）を、振動規制法では著しい振動を発生させる施設を特定施設として定めており、設置にあたっては届出が必要です。

### 騒音規制法の特定施設

一 金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN（30重量トン）以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ プラスト（タンプラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
	ル タンブラー
二	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） 送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
四	織機（原動機を用いるものに限る。）
五 建設用 資材製造 機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
六	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
七 木 材 加 工 機 械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ 丸のご盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
八	抄紙機
九	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
十	合成樹脂用射出成形機
十一	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

## 振動規制法の特定施設

一 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
二	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） （冷凍機を除く。）
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
四	織機（原動機を用いるものに限る。）
五	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
六 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
七	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
九	合成樹脂用射出成形機
十	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

下記の設備を設置する工場は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（組織整備法）に基づく公害防止管理者の選任が必要になります。

（騒音公害防止管理者）

- ・ 機械プレス（呼び加圧能力 980kN（100 重量トン）以上のもの）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーのもの）

（振動公害防止管理者）

- ・ 液圧プレス（呼び加圧能力が 2941kN（300 重量トン）以上のもの）  
（矯正プレスを除く）
- ・ 機械プレス（呼び加圧能力 980kN（100 重量トン）以上のもの）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーのもの）

令和5年3月版

# 工場認可申請の手引き

登録(04)0141号

発行 荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係

〒116-0002 荒川区荒川一丁目53番20号

あらかわエコセンター

03-3802 3111 内線 485